

# 群馬大学医学部附属病院放射線部規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成17. 4. 1	平成17.12.13
	平成19. 4. 1	平成19. 5. 8
	平成19.12.11	平成21. 9. 8
	平成26. 4. 1	平成26. 4. 8
	平成30. 4. 1	平成30. 7.11

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院放射線部（以下「放射線部」という。）に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 放射線部は、放射線医療業務の高度化・効率化を図り、併せて教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上及び発展に貢献することを目的とする。

## (業 務)

第3条 放射線部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入院及び外来患者の画像診断，放射線治療，核医学の実践及び教育に関すること。
- (2) 各診療科との連携に関すること。
- (3) 地域医療支援体制の確立に関すること。
- (4) 救命救急等，先進医療の実践に関すること。
- (5) 臨床実践教育の支援に関すること。
- (6) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育の支援に関すること。

## (職 員)

第4条 放射線部に、部長及び技師長のほか、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 放射線部副部長
- (2) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち放射線部の担当を命ぜられた者
- (3) 医療技術職員
- (4) その他必要な職員

## (運営委員会)

第5条 放射線部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院放射線部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、放射線部の運営に関する事項を審議する。

## (組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 放射線部長
- (2) 画像診療部長
- (3) 放射線部副部長
- (4) 放射線部技師長
- (5) 放射線部副技師長
- (6) 放射線部主任技師

- (7) 重粒子線医学センターから選出された教員 1人
- (8) 関係診療科から選出された教員 各1人
- (9) 看護部長
- (10) 中央診療施設等看護師長 2人
- (11) 経営企画課長及び医事課長

(任期)

第7条 前条第7号、第8号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、放射線部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、放射線部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に、特別な事項を審議するため専門委員会を置くことができる。

(報告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、放射線部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成21年9月8日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第6条第7号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月11日から施行する。